

## 令和 3 年第 3 回定例会 2 日目（9 月 8 日）

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第 37 号 令和 3 年度月形町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 38 号 令和 3 年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 39 号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 40 号 押印手続き見直しのための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 41 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 42 号 月形町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 43 号 月形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 44 号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 45 号 月形町義務教育学校設置審議会条例の制定について
- 議案第 46 号 月形町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 同意案第 2 号 月形町教育委員会教育長の任命について
- 報告第 3 号 令和 2 年度月形町の財政健全化判断比率等の報告について
- 認定第 1 号 令和 2 年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 2 年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 令和 2 年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 令和 2 年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和 2 年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 令和 2 年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定について

○ **議長 金子 廣司** ただ今の出席議員は 8 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

9 月 7 日に引き続き会議を再開いたします。 （午前 10 時 00 分開会）

直ちに本日の会議を開きます。 （午前 10 時 00 分開議）

議事日程第 2 号はお手元に配付のとおりであります。

## 令和３年第３回定例会 ２日目（９月８日）

◎ 日程１番 会議録署名議員の指名

○ 議長 金子 廣司 日程１番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第１２７条の規定により議長において

堀 広 一 議員

東 出 善 幸 議員

の両名を指名いたします。

◎ 日程２番 議案第４４号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定について、日程３番 議案第４５号 月形町義務教育学校設置審議会条例の制定について、日程４番 議案第３７号 令和３年度月形町一般会計補正予算（第３号）

○ 議長 金子 廣司 日程２番 議案第４４号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定について、日程３番 議案第４５号 月形町義務教育学校設置審議会条例の制定について、日程４番 議案第３７号 令和３年度月形町一般会計補正予算（第３号）は、関連がありますので一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 金子 廣司 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書６３ページをお開きいただきたいと思います。ただ今、議題となりました議案第４４号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。条例改正の要旨であります、老朽化した町営住宅１棟の用途廃止と旧教職員住宅２棟を町営住宅に移管するための所要の改正であります。用途廃止する住宅は、北農場団地の昭和４３年度建築、築５２年経過の住宅１棟です。また、町営住宅に加える住宅は、現在、ＮＰＯ法人に貸付けしており、本年１０月末日で貸付けが終了する旧知来乙小学校教職員住宅で、昭和６０年度と平成５年度に建築した２棟であります。本案件につきましては、町営住宅長寿命化計画を備えるとともに、町営住宅の入居需要に対応するために行うものであります。施行期日であります、用途廃止する住宅は、入居者の退居後として令和３年１０月１日から、町営住宅に加える住宅につきましては、現貸付期間の満了する日の翌日の令和３年１１月１日からとするものです。なお、用途廃止後の住宅１棟の解体工事及び新たに町営住宅に加える住宅２棟の修繕に係る経費につきましては、議題となりました議案第３７号 令和３年度月形町一般会計補正予算（第３号）でご説明申し上げます。

続きまして、６５ページをお開きいただきたいと思います。議題となりました議案第４５号 月形町義務教育学校設置審議会条例の制定について、ご

## 令和3年第3回定例会 2日目（9月8日）

説明申し上げます。この審議会につきましては、月形町の義務教育学校の設置を検討するために設置するものでありまして、月形町義務教育学校設置検討に関する基本方針を元とした教育長の諮問に応じて、義務教育学校の設置に関すること、教育関連施設の適正配置に関すること等を審議し、意見する附属機関であります。条例第3条ですが、審議会の委員は、議案書66ページの別表に掲げます関係機関、団体からの推薦を受けた9名以内で構成するものであります。条例第4条 委員の任期は1年、条例第8条 審議会の庶務は教育委員会事務局において行うものであります。附則の第1項では、この条例は、公布の日から施行することを、また、第2項では、この審議会委員の報酬について規定するため、非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正について規定しております。なお、審議会に係る経費につきましては、議題となりました議案第37号 令和3年度月形町一般会計補正予算（第3号）にて、ご説明申し上げます。

議案書3ページをお開きいただきたいと思います。議案第37号 令和3年度月形町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,052万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,068万5,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は4ページから5ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

事項別に主なものについて、ご説明をいたします。24ページをお開きください。はじめに、歳出です。2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、補正額38万6,000円増額、説明欄ですが、総務事務経費、職員普通旅費です。本年度中に途中で採用する職員3名の移転料及び着後手当てでございます。8目 財産管理費、補正額2,653万5,000円増額、説明欄ですが、職員住宅管理経費149万6,000円、教職員住宅管理経費453万2,000円、それぞれ屋根の塗装等が剥離し、劣化が進んでいる計4棟の住宅につきまして、塗装等を施すものでございます。今冬と言いますか、前年度の冬季の大雪を踏まえまして、冬の到来に向けての備えとするものでございます。説明欄、旧知来乙小学校管理経費112万5,000円につきましては、現在、NPO法人に貸付けしております旧知来乙小学校が、本年10月末日をもって貸付けが終了いたします。その後は、職員住宅については、町営住宅に移管するところでございますが、その他校舎等については、町が管理を行っていくことになります。本年11月から来年3月までの管理経費を計上するものでございます。経費中の修繕料につきましては、校舎玄関ドア等の小破修理、関係業務につきましては、校舎等の屋根雪除排雪業務の委

## 令和3年第3回定例会 2日目（9月8日）

託料でございます。説明欄、公共施設等解体改修工事1,938万2,000円につきましては、一つ目に、旧昭栄小学校体育館等の一部解体でございます。旧昭栄小学校体育館の老朽化が著しくありまして、危険である上、特に冬期間の屋根雪下ろし等の負担が大きくなってきております。このため解体するものでございますが、解体後に残る旧校舎の部分につきましては、現在、昭栄地域でお借りしていただけるよう話を進めているところでございます。二つ目に、解体でございますが、旧農業共済組合事務所と附属する車庫の解体でございます。現在まで空知森林組合に貸付けをしておりますこの施設ですが、今後は、空知森林組合も借りて使う意志がないということを確認しております。本物件につきましても、老朽化していること、町道との高低差があって、車の出入り等に難点がある状況でもあります。これにつきましては、今後、貸付け等の物件にはしないで、解体するものでございます。続きまして、26ページでございます。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額118万2,000円増額、障害者自立支援等給付事業でございます。過年度国道支出金精算返納金でございます。2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費、補正額99万8,000円増額、説明欄でございますが、認定こども園運営経費、手数料36万円でございます。認定こども園の敷地内に植えられている樹木が大きくなりまして、隣接する光ケーブルを切断するなどの支障が生じております。このため、樹木を剪定する経費でございます。新型コロナウイルス感染症対策経費63万8,000円でございますが、本年第2回定例会で認定こども園の食器洗浄機導入経費110万円の補正予算をお認めいただいたところでございますが、その後、設置に係る使用の確認におきまして、洗浄機を設置して厨房内の蛇口を同時に使用すると、水圧が下がるということが判明いたしました。この食器洗浄機を適正に可動するためには、電気ブースターの取り付けが必要となるということがありますので、今回、その経費分を補正させていただくものであります。なお、このような確認をしていた経過から、食器洗浄機の導入に当たる入札等の予算執行については、まだ行っておりませんので、今回の電気ブースター設置を含めて予算執行をさせていただきたいと思っております。続きまして、28ページでございます。4款 衛生費 1項 保健衛生費 2目 予防費、補正額785万2,000円増額でございます。説明欄、予防事務経費435万7,000円でございます。健（検）診結果等の様式の標準化整備業務、健（検）診情報連携システム整備業務がございます。一つ目の様式の標準化整備業務につきましては、健（検）診の結果等について電子化された情報が、転居した市町村間でも引き継ぎが行われまして、一元的に個人が確認できるようになるシステム改修でございます。二つ目の情報連携システム整備業務

## 令和3年第3回定例会 2日目（9月8日）

でございますが、これにつきましては、住民健診の結果情報を、マイナンバー制度を活用してマイナーポータルで閲覧することや、市町村間で情報連携するための健康管理システムを改修するものでございます。一つ目の標準化整備につきましては、国からの補助金が2分の1でございます。二つ目のシステム整備につきましては、国からの補助金が3分の2でございます。説明欄、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進事業349万5,000円につきましては、ワクチン接種業務委託料348万円が主なものでございますが、新型コロナウイルスワクチン接種業務につきましては、町立病院に委託をしているところでございます。その委託料が1,486万5,000円に上る見込みでございます。ワクチン接種業務委託料につきましては、令和2年度の一般会計補正予算第12号で1,138万5,000円を計上、補正をさせていただきまして、その全額を令和3年度に繰り越しております。先ほど申し上げました委託料の見込額と令和3年度に繰り越した額の差額分を今回増額補正させていただくものです。財源につきましては、全額国庫補助金です。

2項 清掃費 2目 塵芥処理費、補正額312万4,000円増額、説明欄ですが、衛生センター整備事業、リサイクルセンター屋根塗装等工事でございます。この施設につきましては、平成16年に整備しておりまして、この施設の屋根の劣化が進行しているということで、塗装等を施して雪害防止等にも対応したいと考えております。続きまして、30ページ、7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費、補正額639万2,000円増額でございます。説明欄ですが、新型コロナウイルス感染症対策経費、補助金といたしまして、一つ目、中小企業振興対策緊急融資利子補給、補助金199万2,000円、これにつきましては、月形町中小企業振興融資における特別利子補給金、補助率2分の1のものを補助率10分の10、既存の融資における特別利子補給金、補助率5分の1のものを5分の3にそれぞれ引き上げるもので、引き上げ後の利子補給見込額299万2,000円から既定予算100万円の差額分を増額させていただくものでございます。説明欄の二つ目、商品券発行事業320万円につきましては、当初予算で計上しております商品券の発行事業、商工会主催ですけれど、この商品券発行事業の販売予定額3,000万円のプレミアム率が20%の600万円を計上しておりました。昨年もありましたが、北海道において市町村等で行うプレミアム付き商品券を発行する場合、プレミアム率10%を道で補助するということで、本年も同様に連絡がありましたので、今回、既定のプレミアム率20%に10%を上乗せするというので、プレミアム率10%分の300万円を商工会に補助するものでございます。これにより商品券の発行のプレミアム率は30%となるものでございます。320万円のうち20万円分でございますが、商品

## 令和3年第3回定例会 2日目（9月8日）

券の印刷代、チラシ作成経費、商品券の発行に係る経費については、要望額の満度とはいきませんが、20万円の補助をしたいと考えております。説明欄の三つ目、月形町営業制限協力・感染リスク低減延長支援金120万円でございます。これについては、本年6月1日から6月20日までの緊急事態宣言の延長期間に、北海道の要請に応じて営業時間の短縮等を実施した事業所に10万円を交付させていただくものでございます。この感染症対策経費、今回計上させていただいたものにつきましては、月形商工会から先月要望があったものでございまして、コロナ禍の休業に対して経済支援をする必要があるということで、今回計上させていただいたものでございます。続きまして、32ページ、8款 土木費 4項 住宅費 1目 住宅管理費、補正額2,188万8,000円増額でございます。説明欄ですが、町営住宅管理経費、修繕料として530万円増額でございます。町営住宅の管理につきましては、本年度当初から念入りに住宅や設備の状況確認を行いまして、また、入居者の要望等も伺ってきたところでございます。その結果、必要と見込まれる修繕や改善箇所がまとまりましたので、温水器の交換、換気フードの取替、退居後の室内修理、その他小破修理等を合わせて、現時点になりますが、今回、465万円ほどの増額補正をさせていただきたいと思います。また、議案第44号で説明申し上げました旧知来乙小学校の教職員住宅の町営住宅の移管に伴いまして、内部修繕等を行いたいとするもので、その経費につきましては、2棟で65万円を530万円の内数として計上させていただいております。説明欄、町営住宅整備事業1,658万8,000円でございます。一つ目、北農場団地の解体工事162万8,000円につきましては、議案第45号で説明申し上げました用途廃止する住宅1棟の解体経費でございます。二つ目、すずらん団地1号棟から4号棟までの屋根の塗装等工事費でございます。この住宅につきましては、平成18年に屋根の塗装工事を行っておりますが、この住宅につきましても、屋根の劣化等が進行しております。雪害防止等を含めて、その対応をするものでございます。続きまして、34ページでございます。10款 教育費 1項 教育総務費 3目 教育振興費、補正額52万2,000円増額でございます。説明欄ですが、スクールバス運行経費30万円、修繕料でございます。スクールバスの修繕料につきましては、当初予算で臨時修繕料として50万円を計上しておりましたが、大きな故障もありまして現時点において、既にほぼ全額を執行している状況でございます。今後の修繕対応として、今回、30万円の増額補正をさせていただくものであります。説明欄、小中一貫教育推進事業22万2,000円、先ほど、議案第45号でご説明申し上げました義務教育学校設置審議会を設置いたしまして、それに係る経費、委員報酬、委員費用弁償でございます。続きまして、

## 令和3年第3回定例会 2日目（9月8日）

3項 中学校費 1目 学校管理費 15万円増額でございます。中学校の臨時修繕料でございます。これにつきましても、当初予算に臨時修繕料として計上していた20万円では不足しまして、今後の修繕対応として新たに15万円を増額補正させていただくものでございます。続きまして、5項 保健体育費 2目 体育施設費、補正額149万4,000円増額、総合体育館管理経費として温水プール耐久度調査業務、委託料でございます。温水プールの維持管理の一環として水槽部分を中心に耐久性を調査しまして、調査結果を今後の管理運営に反映させていくものでございます。

それでは、12ページをお開きいただきたいと思います。歳入です。1款 町税 2項 固定資産税 1目 固定資産税、補正額1,056万4,000円減額でございます。減額補正するのは、JR北海道所有の車両、線路設備等の償却資産に係る分でございます。昨年5月の札沼線の一部廃止に伴い、関係する償却資産が除却されたもので、本年3月下旬に届きました総務大臣からの配分決定には、JR北海道の償却資産分が削除されたということで、その通知をもって減額となることが確認されましたので、減額補正をするものでございます。続きまして、14ページ、10款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税、補正額5,224万1,000円の増額でございます。本年度当初の予算額は普通交付税で17億1,000万円でございます。本年度の普通交付税交付決定額は20億4,269万円、3億3,200万円ほどが当初予算を上回った額で交付決定をされているところでございます。昨年度の普通交付税の決定額は、19億1,695万1,000円ですので、昨年度よりも1億2,500万円ほど増額となっております。これにつきましては、交付税の算定方法が昨年度から改正されている点もございますが、国勢調査の人口減少団体に対する人口急減補正で、約7,000万円ほど基準財政需要額が増えているということでございます。続きまして、16ページでございます。14款 国庫支出金 1項 国庫負担金 2目 衛生費国庫負担金、補正額348万円増額でございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。次に、2項 国庫補助金 3目 衛生費国庫補助金、補正額260万9,000円の増額でございます。感染症予防事業費等補助金でございます。続きまして、18ページ、15款 道支出金 2項 道補助金 5目 商工費道補助金、補正額300万円増額でございます。北海道からのプレミアム付商品券発行支援事業補助金でございます。続きまして、20ページ、20款 諸収入 5項 雑入 5目 雑入、補正額45万7,000円の増額でございます。説明欄ですが、障害福祉サービス費等過年度負担金47万2,000円増額、火災保険料利用者負担分1万5,000円減額でございます。この減額につきましては、先ほど来から説明申し上げてき

## 令和３年第３回定例会 ２日目（９月８日）

ておりますが、本年１０月末で旧知来乙小学校校舎等の貸付が終了いたしますが、その貸付先のＮＰＯ法人から既に納入してもらった１年分の火災保険料の月割分をお戻しするというものでございます。続きまして、２２ページ、２１款 町債 １項 町債 １目 総務債、補正額１,９３０万円増額でございます。説明欄ですが、町有施設解体事業でございまして、解体させていただく旧昭栄小学校校舎の一部、旧農業共済組合事務所並びに車庫の解体事業に係る財源でございまして、起債については、過疎ソフトでございます。

６ページをお開きいただきたいと思います。補正予算第２条に係ります地方債の補正でございます。これにつきましては、第２表のとおり、町有施設解体事業の施設を２カ所追加すると共に、限度額を増額する変更であります。以上で議案第４４号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第４５号 月形町義務教育学校設置審議会条例の制定について、議案第３７号 令和３年度月形町一般会計補正予算（第３号）の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 少し教えていただきたいのですけれど、歳入の１２ページ、固定資産税ですけれど、先ほどの説明の中で、線路等の固定資産税に係る償却資産と言われていましたけれど、ＪＲ北海道からの無償譲渡については、昨日、町長から令和４年の秋頃ではないかという話でした。ですので、線路部分は、まだ生きていると思うのですけれど、これは固定資産税として入ってこないということでしょうか。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 この償却資産は、車両や線路設備等がありますけれども、これらにつきましては、北海道旅客鉄道株式会社、いわゆるＪＲ北海道から国へ、これらについては営業の償却資産ではないと多分報告されていると思います。それで、総務大臣が通知決定すると説明しましたがけれど、それらを受けて、総務省では、この償却資産が関係する市町村が２カ所以上にまたがる場合については、この償却資産がどれだけありますということは、総務大臣が配分決定することになっているので、その配分決定がＪＲ北海道だけではなく、他にもそのように決定されているものがあるのですけれど、毎年来ていたＪＲ北海道の償却資産分については、その配分決定には含まれなかったということで、落されたということで認識しております。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 固定資産税の定義というのは、１月１日現在に所有し

## 令和3年第3回定例会 2日目（9月8日）

ていることになると思うのですが、少し分からないのは、ルールがあるのに、この分だけ入ってこないというのは、どういうことでしょうか。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 土地、建物についての固定資産税は、市町村で賦課することになっています。但し、償却資産については、鉄道事業やその他の部分もあるのですが、特定されたものについては、総務大臣が配分決定をして、その額について賦課徴収をしていく、課税に係る額が示されますので、それについて賦課徴収を市町村が行うことになっておりますので、それに基づいてのものでございます。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 ということは、レールの所有権は、もうＪＲ北海道にはないということでしょうか。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 先ほど申し上げましたけれど、資産としての所有は、まだＪＲ北海道ですが、償却資産からは落としているということでございます。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 では、次の質問をします。２８ページ、先ほど説明がありました予防事務経費の健（検）診結果等の様式の標準化整備業務ということで、これは他の市町村へ転入転出しても情報が引き継がれて素晴らしいシステムであると思いますけれど、そのような繋がり方をすると、当然、セキュリティの問題が出てくるとは思いますけれど、その辺はどうなっているのでしょうか。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 今回は、国が構築しておりますマイナーポータルという、母子保健や他の所で既に運用が開始されているシステムがあるのですが、そちらに乗せるということで、今回、町は中間サーバーまでデータを持っていくための改修をやるのですが、中間サーバーのセキュリティ管理やそこから先の管理については、国が責任を持って行うことになっておりますので、大丈夫だろうと考えております。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。このシステムは、大変素晴らしいものであると思うのですが、将来的には病院や国保連合会とのリンクは考えられるものでしょうか。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 国では、将来的には各種健康保険団体との連

## 令和3年第3回定例会 2日目（9月8日）

携ということも視野に入れて動いていると伺っておりますけれど、詳細については、こちらに連絡がきていないので、把握できていない状態です。いつ頃に運用が可能なのかについても、分からない状況です。

- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 今回、塗装や解体工事の補正がかなり多いですけど、先ほど25ページの旧昭栄小学校一部解体工事については、体育館を解体して、解体後に残る旧校舎を地域住民にお借りしていただけるよう話をしているということで、これは、しっかりと進めていただきたい。

それと、今回、旧農業共済組合事務所と車庫についても解体しますが、事務所は柳橋の下にあると思うのですが、かなり深い所に基礎を上げてやっているのですが、橋から出てくると町民はある程度分かっていますが、長い間あった建物が急に無くなると、道路がどこにあるのかという錯覚を起こすこともあるので、今後は安全対策をしっかりと考えていかなければ、あれだけ深いと、例えば、道路からはみ出して落ちていくということも考えられるので、これは、今回、解体費用だけで補正を組んでいますけれど、安全対策をしっかりとしなければ、事故が起きたら大変なことになる懸念がありますので、その点にしっかりと対応していただきたい。

それと、今回、総務費で教職員住宅の屋根の塗装、土木費ですずらん団地の屋根の塗装の補正を組んでいますけれど、これについては、劣化してから塗装するのか、ある程度の計画を持って塗装しているのか。これは、劣化して破損したから塗装するのではなくて、やはり、計画を持ってやっていかなければと思います。去年あたりは大雪で、塗装が傷んでいたこともあり屋根雪が落ちづらく、一度に大量の屋根雪が落雪したことにより窓のガラスが割れたという話も聞かれたので、計画性を持ってやっているのか、その点について、伺いたいと思います。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 公共施設等の屋根の関係ですけど、もちろん劣化がかなり激しくなってきたからの着手ではありませんが、町財政のこともありまして、計画はしているのですが、それを先延ばしにしてきたということも反省点ではあります。例えば、少し錆びてきた段階で着手する物もありますし、状態がもう少し進んでからという物も確かにありました。今回は財政面を何とかやり繰りして、大雪で屋根の雪が落ちないことにより損傷に至ったということも

## 令和3年第3回定例会 2日目（9月8日）

ありますので、今回、予算計上させていただきました。これまでの反省を踏まえて、これからしっかり計画的に塗装等や管理を行っていききたいと思います。

- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 財政的に厳しいと副町長から言われましたけれど、少しずつやっていけば、財政的にもそんなに厳しくならないと思うのです。毎年、計画的に順番にやっていけばと思います。今回のように、一遍にやるとかなりの仕事量になってくるし、かなりのお金が掛かると思うのです。今、副町長が言うように財政的な問題があるのであれば、今後、改善していかなければならないし、やはり、しっかり見回りをして、先ほどの説明では、平成18年に塗装をしたから今年度に塗装しますという計画があるのなら良いのですが、しっかり計画を立てなければ、これから落雪で壊れたら修繕費にお金が掛かるので、毎年、少しずつでも良いから、住宅がどれだけあるか確認しておりますけれど、そのようなことも検討しながら進めていかなければと思います。これがまた、4年、5年後にまとめて一度に出てくるのか、毎年の塗装で少しずつ土木費でお金が出てくるのか、分かりませんが、今後はしっかり計画を立てて、計画どおりに進めていただきたいという、私の要望です。答弁はいりません。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 21ページ、火災保険利用者負担分ということで、NPO法人が10月末日まで使用して、その後は使わないということですが、4月から翌年3月までの年度の使用ということではなかったのか。なぜ、10月末日で終了するのか、よく分からないので、説明していただきたいと思います。
- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 五十嵐 克成 現在使っておりますNPO法人の貸付期間は、実は来年3月までとなっております。私どもとしては、引き続き、使っていただきたいということで、何度か協議していたところでありましたけれど、以前、幼稚園児を受け入れていた時は、毎日、暖房を入れて施設を使用していましたけれど、去年は必要な時だけ施設を使用するということもあって、昨シーズンと同じような大雪になると、管理が難しいという申し出がございまして、こちらでも、それを承諾したという経緯でございます。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 先ほどの説明では、施設を使用するには修繕しなければならない箇所があるということでした。今は修繕していない箇所があるので使えないということですが、旧知来乙小学校は町の施設なので、今後、町とし

## 令和3年第3回定例会 2日目（9月8日）

て、施設を新たな人たちに使っていただくための修繕等は考えていないのですか。

- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 五十嵐 克成 この部分については、既に修繕に掛かっております。NPO法人にも負担をいただいて修繕していくのですが、今後の貸付については、現在、公募を掛けているところです。正式な問合せは、今のところありませんけれど、是非とも、今までのように知来乙地域に子どもたちの声が響くように使っていただければと考えているところですが、今のところ正式な応募はない状態であります。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 次に使う方の応募がないということは分かったのですが、今まで使用されていたNPO法人にも応分の修繕費用を求めている状況ということだと思いますが、その金額等は決定していないということですか。
- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 五十嵐 克成 決定しておりますが、今、手元に費用の資料を持ち合わせておりませんので、必要であれば、後ほどご説明したいと思います。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 分かりました。それでは、後ほど、説明願います。それが、きちんと整理できた段階で修繕する、又は修繕は終わっているということですか。
- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 五十嵐 克成 はい。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 分かりました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第44号、議案第45号及び議案第37号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
- 議長 金子 廣司 説明員交代のため、暫時休憩いたします。

## 令和３年第３回定例会 ２日目（９月８日）

（午前１０時５１分休憩）

- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前１０時５２分再開）

### ◎ 日程５番 議案第３８号 令和３年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

- 議長 金子 廣司 日程５番 議案第３８号 令和３年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案書３７ページをお開きいただきたいと思います。

ただ今、議題となりました議案第３８号 令和３年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。第１条ですが、補正予算第１号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１,３６１万５,０００円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億７,９３９万５,０００円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は３８ページから３９ページの第１表 歳入歳出予算補正によるものであります。

今回の補正でございますが、過年度返納金に係る予算補正でございます。

４８ページをお開きいただきたいと思います。歳出ですが、５款 諸支出金 １項 諸費 １目 過年度返納金、補正額１,３６１万５,０００円、償還金利子及び割引料で過年度返納金、令和２年度の精算返納金でございまして、介護給付費及び地域支援事業費に係ります国、道、支払基金への返納金でございます。

４６ページをお開きください。歳入ですが、９款 繰越金 １項 繰越金 １目 繰越金、補正額１,３６１万５,０００円、過年度返納金の財源でございますが、この繰越金につきましては、令和２年度の決算における令和３年度への繰越金１,４７０万４,０００円のうちの１,３６１万５,０００円を今回補正させていただくものでございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。

- 議員 東出 善幸 過年度精算納付金ということで、令和２年度の介護給付費分の返納ということですが、つまり令和２年度は介護給付費がそんなに出なかったということで、その理由は为什么呢。

## 令和3年第3回定例会 2日目（9月8日）

- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 議員のおっしゃるとおり、予算見込額まで給付費等が到達しなかったということですけれど、これに関しましては、介護給付費が予想より伸びなかったことが大きかったと考えております。その理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響があるかと思えます。新型コロナウイルス感染症対策のために各福祉施設の入所者制限を加えて、受け入れない時期があったということ、また、ショートステイの受入れもしなかった時期がございました。また、通所サービスについては、利用者の中には利用を控える方もいらっしゃったということで、それらの影響で給付費の支出が減ったのではないかと考えております。以上です。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第38号は、原案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
  
- 議長 金子 廣司 説明員交代のため、暫時休憩いたします。  
(午前10時56分休憩)
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
(午前10時57分再開)
  
- ◎ 日程6番 議案第39号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長 金子 廣司 日程6番 議案第39号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書は51ページでございます。ただ今、議題となりました議案第39号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。月形町職員定数の一部を改正する条例 月形町職員定数条例の一部を次のように改正する。第2条第3号中「7人」を

## 令和３年第３回定例会 ２日目（９月８日）

「８人」に改めるものでございます。これにつきましては、教育委員会の事務部局の職員の定数を１人増員するものでありまして、この理由でございますが、月形町における義務教育学校設置に係る事務事業の実施体制の増強を図るための増員でございます。この条例の施行は、令和３年１０月１日からでございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第３９号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程７番 議案第４０号 押印手続き見直しのための関係条例の整備に関する条例の制定について

- 議長 金子 廣司 日程７番 議案第４０号 押印手続き見直しのための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書は５３ページでございます。ただ今、議題となりました議案第４０号 押印手続き見直しのための関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。本条例の制定につきましては、行政手続きにおける押印の見直しに伴いまして、関係する条例を整備する必要があるため、ご提案をするものであります。関係条例ですが、職員の服務の宣誓に関する条例、月形町固定資産評価審査委員会条例及び月形町火入れに関する条例、３つの条例でありまして、それぞれの行政手続きにおいて押印を省略するよう所要の改正を行うものであります。条例の施行は、令和３年１０月１日からであります。なお、関係して申し添えさせていただきますが、この条例以外で規定されている押印の省略が可能なもの、規則やその他要綱等で規定されているものでございますが、おおよそ６００の様式に及ぶものでございます。これらにつきましても、令和３年１０月１日から押印の省略を行って参るものでございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 令和3年第3回定例会 2日目（9月8日）

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第40号は、原案のとおり可決することにしたい  
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決すること  
に決定いたしました。
  
- ◎ 日程8番 議案第41号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について
- 議長 金子 廣司 日程8番 議案第41号 財産の交換、譲与、無償貸  
付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書は55ページでございます。ただ今、議題と  
なりました議案第41号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。この条例改正であ  
りますが、現行の条例では、普通財産の無償貸付又は減額貸付することがで  
きる場合を、条例の第4条で規定をしております、一つは、他の地方公共  
団体等が公用や公共等に供するとき、もう一つは、貸付けを受けた者が自然  
災害等のため、当該財産を使用目的に供し難いとき、この二つの場合に限定  
されております。これに、今回、「地域の活性化に資することを目的に、町長  
が特に必要があると認めた事業の用に供するとき」を加える改正でございま  
す。地域の活性化に資することによってございますが、月形町にとって移住・定住  
が促進される、また、交流人口が増加する、新たな雇用や町内消費が期待さ  
れる、町民の暮らしの利便性が高まる、町の魅力の一助となる等々、いろい  
ろなケースが考えられますが、そのような貸付案件の場合に、無償貸付又は  
減額貸付することができるよう改正をさせていただくものでございます。  
条例の施行は、公布の日からでございます。以上で説明を終わります。ご審  
議の程、よろしくお願いいたします。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 楠 順一議員。
- 議員 楠 順一 町有財産の貸付は、いろいろとあると思うのですけれ

## 令和３年第３回定例会 ２日目（９月８日）

ど、公平性をどのように保つのかということがあります。こちらを無償にして、あちらは有償にするということが出てくる場合に、それを貸し付けた方の中から異論が出てこないか、少し気になるですが、その辺はどのように考えておられるのか。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議員が言われるような比較をしてみた場合、疑念を持たれるような無償貸付又は減額貸付は、原則的に避けていかなければならないと思います。先ほど、申しあげました地域の活性化に資することということで、貸付けすることによる効果として、いろいろなケースがあって、いろいろな理由で無償、有償となるとと思いますけれど、その辺、基本的には先ほど申しあげたとおり、複数のケースが出た場合、疑念を持たれないように、しっかりと理由付けをもって町長が認めるというように、この条例を運用していくことになるということで考えています。以上です。
- 議長 金子 廣司 楠 順一議員。
- 議員 楠 順一 これは、けして悪いことではないし、むしろ積極的に活用して、町の活性化に役立ててほしいと思うのですが、懸念するのは町財産の活用の全体を考えた時に、不公平感が出ないように運用していただきたいということが心配になって質問したので、その辺については、よろしく願いしたいと思います。以上です。答弁はいりません。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第４１号は、原案のとおり可決することにしたい  
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決すること  
に決定いたしました。
- 議長 金子 廣司 説明員交代のため、暫時休憩いたします。  
(午前１１時０７分休憩)
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
(午前１１時０８分再開)
- ◎ 日程９番 議案第４２号 月形町手数料条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 議長 金子 廣司 日程９番 議案第４２号 月形町手数料条例の一部を

## 令和３年第３回定例会 ２日目（９月８日）

改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書５７ページでございます。ただ今、議題となりました議案第４２号 月形町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立いたしまして、この法律中の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化され、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収事務につきましては、この地方公共団体情報システム機構から市区町村長に委託することができる旨が規定をされたところでございます。これに伴いまして、マイナンバーカードを再発行する際の手数料を町の条例により規定する必要がなくなるため、町手数料条例の別表から個人番号カードの再交付に係る規定を削除する改正を行うものであります。附則であります、この条例は、公布の日から施行し、改正後の月形町手数料条例の規定は、令和３年９月１日から適用するものであります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第４２号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
- 議長 金子 廣司 説明員交代のため、暫時休憩いたします。  
(午前１１時１０分休憩)
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
(午前１１時１１分再開)
- ◎ 日程１０番 議案第４３号 月形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## 令和３年第３回定例会 ２日目（９月８日）

- 議長 金子 廣司 日程１０番 議案第４３号 月形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書５９ページでございます。ただ今、議題となりました議案第４３号 月形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴いまして、月形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものであります。改正の概要であります。一つ目に、保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定いたしております。二つ目に、保育所等を利用する保護者の利便性の向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、保護者等への説明等のうち、書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を規定する改正であります。附則であります。この条例は、公布の日から施行し、改正後の月形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の規定につきましては、改正内閣府令の施行日であります令和３年８月２日から適用するものであります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第４３号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

## 令和3年第3回定例会 2日目（9月8日）

- 議長 金子 廣司 説明員交代のため、暫時休憩いたします。  
(午前11時14分休憩)
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
(午前11時15分再開)
- 議長 金子 廣司 先ほど松田議員から火災保険料利用者負担分に関連する質問に対して、企画振興課長から説明があります。
- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 五十嵐 克成 1点、訂正をお願いしたいのですが、既に修繕は終わっていると説明しましたが、6月23日に修繕が始まりまして、今月いっぱいの工期ということで、ほぼ修繕については終了しておりますけれど、まだ、検定等は済んでいない状況ということです。  
先ほど、ご質問のありました負担割合についてですが、まだ、修繕が完了しておりません。災害共済に係る申請をまだ行っておりませんので、見込みの金額となりますが、修繕費用は203万5,000円となっておりまして、災害共済対象となるのが131万8,797円、約8割が共済金として出るようになってございます。NPO法人の負担分は、災害共済対象を差引いた71万6,203円ということで、今のところはそうようにおさえてございます。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 今の説明で分かったのですが、町としては保険料として131万8,797円が出るから、事実上、町が負担するという形と考えてよろしいということではなく、やはり、全額がNPO法人ということになるのですか。
- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 五十嵐 克成 131万8,797円というのは、共済組合から出る共済金ということで、差額分はNPO法人に支払っていただくということになります。町としては直接、修繕に関する費用負担はないということです。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 今の説明では、いわゆる火災保険料を事実上、NPO法人が今まで支払っていて、今年度の1年分を既に支払っていたけれど、1万5,000円分は戻すということで、NPO法人が保険料も含めて全額負担しているということですね。
- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 五十嵐 克成 先ほど副町長が説明した、雑入でお金を戻すことについては、今年度の使っていただく期間が4月から10月の7カ月

## 令和３年第３回定例会 ２日目（９月８日）

ですので、１１月以降はＮＰＯ法人は施設を使用しませんので、１年分の保険料の支払いが既に済んでいるので、使わない期間の保険料をお返しするのが、先ほどの金額ということになります。

- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 分かりました。

### ◎ 日程１１番 議案第４６号 月形町過疎地域持続的発展計画の策定について

- 議長 金子 廣司 日程１１番 議案第４６号 月形町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書６９ページでございます。ただ今、議題となりました議案第４６号 月形町過疎地域持続的発展計画の策定について、ご説明申し上げます。前過疎対策法であります過疎地域自立促進特別措置法が本年３月末で期限を迎えまして、新たに過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されまして、令和３年４月１日から令和１３年３月３１日までの１０年間の時限で施行されております。この法律では、いわゆる過疎地域につきまして、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な財政上の特別措置などを講じ、過疎地域の持続的発展を支援すると謳われておりますが、この財政上の特別措置などの支援につきましては、市町村が策定する過疎地域持続的発展計画に基づいて行う事業であることが基本となります。このため、この法の規定によりまして、北海道の持続的発展方針にも基づきまして、議会の議決を経て本町の計画を策定するものでありますが、この策定するにあたりまして必要な北海道との協議は終えておりまして、北海道からは異議はないという旨の回答をいただいているところでございます。計画の内容につきましては、先般の全員協議会で計画案として配付させていただきまして、特質する点、総花的になっている点も含めましてご説明を申し上げますので、今回は説明を省略させていただきたいと思っております。なお議決いただき、計画を定めた時につきましては、法に基づきまして、直ちに計画の公表をすると共に、総務大臣に提出することとなります。また、計画の変更が必要となる時は、軽微な変更の場合を除きまして、計画の策定時と同様に必要な手続きを経て参ることとなります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。

## 令和3年第3回定例会 2日目（9月8日）

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第46号は、原案のとおり可決することにした  
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決するこ  
とに決定いたしました。
  
- 議長 金子 廣司 説明員交代のため、暫時休憩いたします。  
(午前11時22分休憩)
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
(午前11時23分再開)
  
- ◎ 日程12番 同意案第2号 月形町教育委員会教育長の任命について
- 議長 金子 廣司 日程12番 同意案第2号 月形町教育委員会教育長  
の任命についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書71ページをお開き願います。ただ今、議題と  
なりました同意案第2号 月形町教育委員会教育長の任命について、ご説明  
申し上げます。現月形町教育委員会教育長の古谷秀樹氏は、令和3年11月  
8日をもって任期満了となりますが、教育長に適任と考えており、再任いた  
したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第16  
2号）第4条第1項の規定により、本議会の同意をお願いするものでありま  
す。なお、任期につきましては、令和3年11月9日から令和6年11月8  
日までの3年間です。以上で説明を終わりますが、ご同意いただきま  
すよう、よろしくお願い申し上げます。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。同意案第2号は、原案のとおり同意することにした  
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意すること

## 令和3年第3回定例会 2日目（9月8日）

に決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 説明員交代のため、暫時休憩いたします。  
(午前11時24分休憩)
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
(午前11時25分再開)

### ◎ 日程13番 報告第3号 令和2年度月形町の財政健全化判断比率等の報告について

- 議長 金子 廣司 日程13番 報告第3号 令和2年度月形町の財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書73ページでございます。ただ今、議題となりました報告第3号 令和2年度月形町の財政健全化判断比率等の報告について、ご説明申し上げます。報告第3号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づきまして、令和2年度決算により算出した財政健全化判断比率等を監査委員の審査意見書を付して報告をさせていただくものであります。

初めに財政健全化判断比率についてであります。この指標は、地方公共団体の財政状況を客観的に表わし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標を定めております。この4つの財政指標における月形町の数値ですが、実質公債費比率が令和元年度決算に比べ1ポイント増えておりますが、いずれも財政の早期健全化を図るべき基準の早期健全化基準及び財政の再生を図るべき基準の財政再生基準を下回っている状況であります。

次に資金不足比率についてであります。この指標は公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表わすものであります。月形町は、町立病院事業会計、農業集落排水事業特別会計が対象となりますが、いずれの会計も資金不足を生じておらず、公営企業の経営の健全化を図るべき基準の経営健全化基準を下回っております。

報告事項につきましては、以上でございます。令和2年度月形町の財政健全化判断比率等につきましては、議会への報告をさせていただくと共に、公表しなければならないものであることを申し添えさせていただき、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 令和 3 年第 3 回定例会 2 日目（9 月 8 日）

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
- 議長 金子 廣司 報告第 3 号は、報告済みといたします。
  
- 議長 金子 廣司 説明員交代のため、暫時休憩いたします。  
(午前 11 時 27 分休憩)
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
(午前 11 時 28 分再開)
  
- ◎ 日程 14 番 認定第 1 号 令和 2 年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について、日程 15 番 認定第 2 号 令和 2 年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程 16 番 認定第 3 号 令和 2 年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程 17 番 認定第 4 号 令和 2 年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程 18 番 認定第 5 号 令和 2 年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程 19 番 認定第 6 号 令和 2 年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定について
- 議長 金子 廣司 日程 14 番 認定第 1 号 令和 2 年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について、日程 15 番 認定第 2 号 令和 2 年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程 16 番 認定第 3 号 令和 2 年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程 17 番 認定第 4 号 令和 2 年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程 18 番 認定第 5 号 令和 2 年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程 19 番 認定第 6 号 令和 2 年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定についてを一括議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 ただ今、議題となりました議案書 75 ページの認定第 1 号 令和 2 年度月形町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案書 85 ページの認定第 6 号 令和 2 年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定についてまでの 6 つの会計につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づきまして、監査委員において、それぞれの決算について審査をいただいたところでありまして、本定例会において監査委員の意見書を付けて議会の認定に付するものでございます。歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書、歳入歳出決算に関する説明書、財産に関する

## 令和 3 年第 3 回定例会 2 日目（9 月 8 日）

調書等をもって決算認定の提案をさせていただきますので、審査の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりました。お諮りいたします。認定第 1 号ないし認定第 6 号の各案件については、議長と議会選出の監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、審査することにしたと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、認定第 1 号ないし認定第 6 号の各案件については、議長と議会選出の監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、審査することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午前 11 時 31 分休憩）

- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（午後 1 時 30 分再開）

- 議長 金子 廣司 休憩中に、決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いました。この際、報告いたします。先ほど設置しました決算特別委員会の委員長に東出善幸議員、副委員長に大釜 登議員が互選されましたので報告いたします。

- 議長 金子 廣司 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日 9 日から決算特別委員会が終了するまで、休会にしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、決算特別委員会が終了するまで、休会とすることに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1 時 31 分散会）